

入園選考の基準・保育の必要性の認定基準

別表 1

保護者の状況について、**当てはまる指数の低い方を基準**とし、別表2の優先利用に係る調整基準の指数を加算する。

保育を必要とする事由		状況	指数	保育時間
就労 ※就労先が内定している場合は就労予定時間で判定	外勤	月実働140時間以上（1日あたり7時間以上の勤務）	10	標準
		月実働120時間以上140時間未満（1日あたり6時間以上7時間未満勤務）	9	標準
		月実働80時間以上120時間未満（1日あたり4時間以上6時間未満勤務）	8	短
		月実働48時間以上80時間未満（1日あたり2.4時間以上4時間未満勤務）	7	短
	自営業 （農業含む）	月実働140時間以上（1日あたり7時間以上の勤務）	10	標準
		月実働120時間以上140時間未満（1日あたり6時間以上7時間未満勤務）	9	標準
		月実働80時間以上120時間未満（1日あたり4時間以上6時間未満勤務）	8	短
		月実働48時間以上80時間未満（1日あたり2.4時間以上4時間未満勤務）	7	短
	内職	月実働140時間以上（1日あたり7時間以上の勤務）	7	標準
		月実働120時間以上140時間未満（1日あたり6時間以上7時間未満勤務）	6	標準
		月実働80時間以上120時間未満（1日あたり4時間以上6時間未満勤務）	5	短
		月実働48時間以上80時間未満（1日あたり2.4時間以上4時間未満勤務）	4	短
妊娠・出産		妊娠中であるか出産後8週間	10	標準
疾病		常時入院状態または常時寝たきり	10	申立書から月の時間が120時間以上かどうかで判定する
		上記以外の状態で保育が困難な場合	5	
心身障害		身障者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級療育手帳 A	10	
		身障者手帳 3・4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級療育手帳 B	7	
		上記以外の状態で保育が困難な場合	5	
		親族の介護・看護		
身障者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級療育手帳 A、要介護認定 4・5 程度	10			
身障者手帳 3・4 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級療育手帳 B、要介護認定 3 程度	7			
上記以外の状態で介助が必要な場合（要介護 1・2 程度）	5			
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	10	標準
求職活動		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	2	短
就学		月140時間以上就学	10	標準
		月120時間以上140時間未満就学	9	標準
		月80時間以上120時間未満就学	8	短
		月48時間以上80時間未満就学	7	短
虐待・DV		保護者が虐待やDVを受けている、または受ける恐れがあるほか、虐待やDVから子どもを保護する必要があると児童相談所等が認める場合	20	標準
その他、上記に類する状態として市が認める場合	上記に類する状態として認められるもの		1～10	事由ごと

別表 2

優先利用に係る調整基準

区 分	状 況	指数
世帯の状況	生活保護世帯	2
	母子・父子家庭（同居親族なし）	10
	母子・父子家庭（同居親族あり）	8
	生計中心者の失業により就労の必要が高い世帯	5
	育休明け、育休明け予定者（4月1日入所については一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む）	1
	対象児童が障害（身体障害者手帳1.2.3級）又は療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	5
申込みの状況	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育園を希望する場合	10
	保育士、幼稚園教諭の資格を持つ保護者が、市内保育園、幼稚園、認定こども園等で保育士等として勤務する場合、または勤務予定の場合※	4
その他	その他、優先利用が必要な状態として市が認める場合	1～10

※確認書類として保育士等の資格者証の写しと別紙申出書の提出を条件とする。

別表 3

同指数となった場合の調整項目

状 況		
希望する保育園との近接性		+
通勤途上に保育園が無い		+
養育する子どもの人数		+
当初の入園希望が上位の園のものを優先		+
その他、優先利用が必要な状態として市が認める場合		+
保育料未納の有無		-